都市計画道路事業（西脇上戸田線／和布郷瀬線）の施行について

都市計画道路西脇上戸田線及び和布郷瀬線については、令和２年12月22日付け近畿地方整備局告示第 182号に基づき事業を実施しています。施行する事業地は下記のとおりです。

なお、都市計画法第67条の規定により、令和３年１月29日以降、右図の事業地内の土地建物等を兵庫県以外の者に有償譲渡しようとする場合は、その土地建物等の予定対価の額及び譲り渡そうとする相手方等をあらかじめ書面をもって兵庫県に届け出なければなりません。同法第67条の規定に違反して、届け出をしないで土地又は土地建物等を有償で譲渡した場合は、同法第95条により50万円以下の過料に処することになりますので、特にご注意下さい。

事業内容の詳細及び上記の有償譲渡に関する届け出等についてお尋ねがある場合は、下記の土木事務所にご照会ください。

令和３年１月

兵　　庫　　県

１．都市計画事業の種類及び名称記
　東播都市計画道路事業　３．４．40号　西脇上戸田線
　　３．４．43号　和布郷瀬線

２．施行期日
　令和２年 12 月 22 日　～

３．設計の概要
　西脇上戸田線　延長477m　幅員18m　車線数２車線
　和布郷瀬線　　延長　17m　幅員18m　車線数２車線

４．施行者の名称
　兵　　庫　　県

５．事務所の所在地及び名称
　加東市社字西柿１０７５－２
　兵庫県北播磨県民局　加東土木事務所
　（担当課）　多可事業所　電話（０７９５）３２－１００１
　　用地第２課　電話（０７９５）４２－９３９３

６．事業地の所在
　兵庫県西脇市西脇字香良、字西垣内、字東垣内、字札之前及び字仲田地内

平　面　図

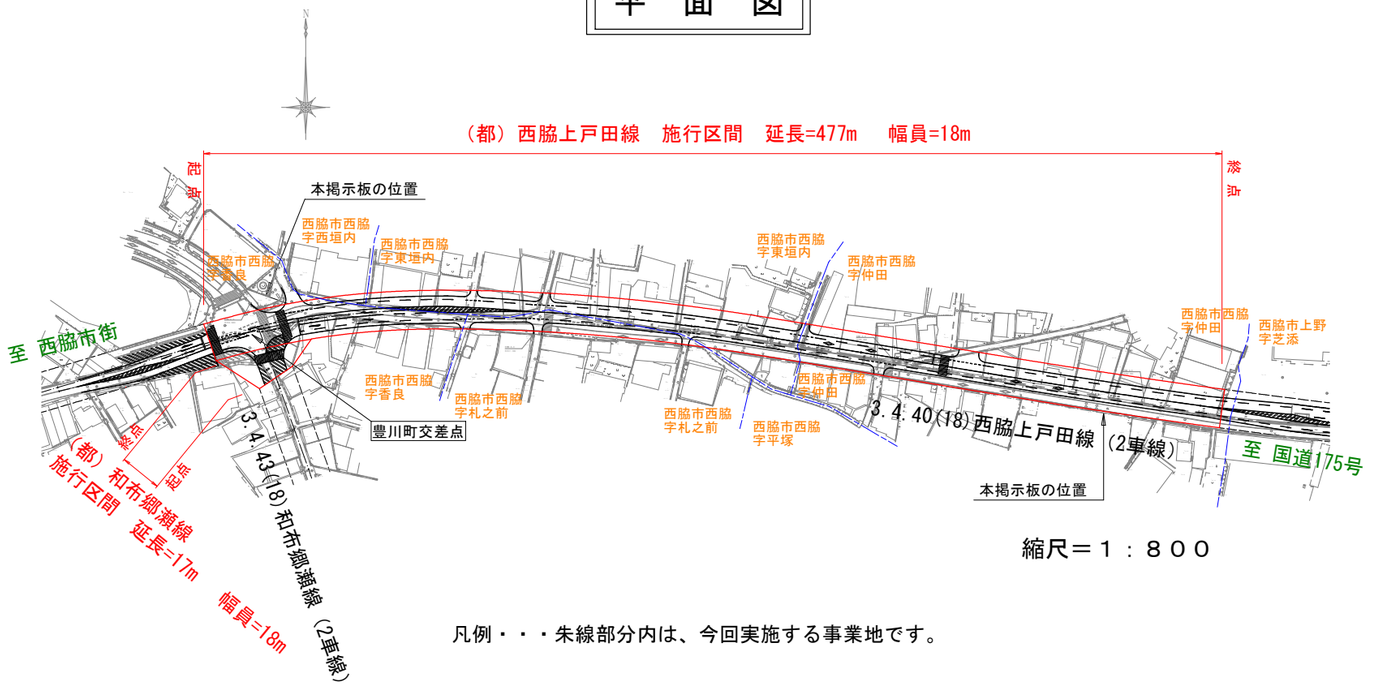

縮尺＝１：８００

凡例・・・朱線部分内は、今回実施する事業地です。

横　断　面　図

３．４．４０（１８）西脇上戸田線（２車線）

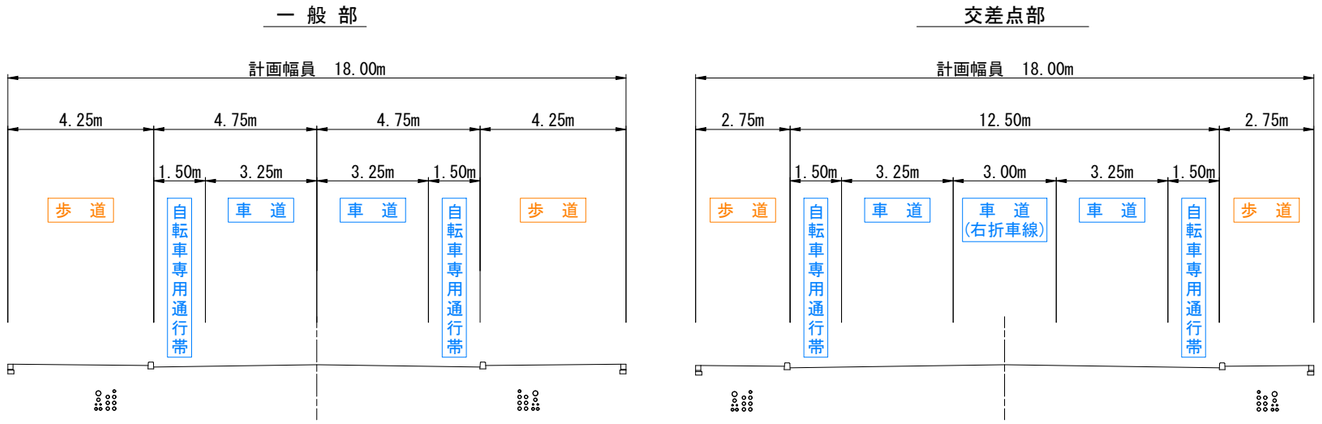

縮尺＝１：５０